

9 企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業所は、国が助成決定し、指導監督しているため、制度の詳細は国(内閣府・内閣府の委託団体)もしくは利用する施設にお問合せください。

企業主導型保育事業所を御利用の方は、施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号認定)を受けることはできませんので、御注意ください。

枠		従業員枠		地域枠	
歳児		3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児
要件		保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定		—		2号認定	3号認定 ※満3歳児は2号認定
①	保育料	国が定める標準的な保育料が無料			
②	利用報告書	利用開始月中に利用報告書をお住まいの市町村に提出			
③	無償化のための手続き	施設・国に御確認ください。		2号・3号認定を受けていない場合、お住まいの市町村への認定申請が必要 上記以外の手続きは施設・国に御確認ください。	

